

平成25年 7 月 31 日

延岡市長 首藤 正治 様

延岡市情報公開審査会
会長 佐々木 龍



延岡市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

次の諮問について、別紙のとおり答申します。

◇諮問に係る事件の内容

平成25年度諮問第 4 号

「市道整備事業のうち、きめ細かな交付金事業実績調査票（金額、補償金額の掲載）、土地購入費（金額、買収単価の掲載）及び立竹木移転補償費（金額の掲載）に係る行政文書の不開示決定に係る異議申立て事件」

諮問実施機関：延岡市長

諮問日：平成25年6月4日

答申日：平成25年7月31日

事件名：「市道整備事業のうち、きめ細かな交付金事業実績調査票（金額、補償金額の掲載）、土地購入費（金額、買収単価の掲載）及び立竹木移転補償費（金額の掲載）に係る行政文書の不開示決定に係る異議申立て事件」

答 申 書

平成25年6月4日付で貴職から受けた、平成25年4月26日付延企第54号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

延岡市長が平成25年4月26日付で異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、平成25年5月21日付異議申立書及び平成25年6月5日付異議申立補充書（意見書）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

「市の支出に関する情報」はいかなる理由によっても不開示にすることはできない情報である。市の支出の金額が妥当であるか否か、を市民が判断することを妨げるものである。市の支出の金額は、その支出先が個人であるか否かに関わらず、開示を免れることはできないものである。市長は、「個人の財産に関するプライバシー権という個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、この場合には、「個人の権利利益を害するおそれ」よりも公益が優先されるものである。監査のための支出金額の開示は不可避である。

公共用地の取得価額は公金の支出に関わる情報であり、地方自治法第242条により、公金の支出の不当・違法なものについては、住民監査請求ができる事項となっており、本来、市民の監視にさらされなければならない情報である。

土地の購入金額、立竹木移転補償金額は、個人の財産としての情報ではなく、補償金額としての情報である。土地と貨幣の交換、立竹木移転と貨幣の交換のための契約であり、個人の財産の増減を伴うことを前提・目的とする契約ではない。契約によって、延岡市から金銭の支払いを受けた者の、土地・立竹木としての「個人の財産」は既に開示されている情報であり、公知情報である。それが貨幣に交換されたことにより、不開示情報に転換されることは不当である。公知情報を不開示情報に転換することはできない。

以上により、地方自治法第242条の住民監査請求を侵害する情報不開示であり、「公正で民主的な行政の推進に資すること」とする情報公開条例の目的に反する不開示であるから取り消されなければならない。

延岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号の不開示情報に該当しない。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関が理由書及び口頭による意見の陳述で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

土地の買収単価は、当事者しか知りえない個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、市道整備事業に係る土地購入の金額及び買収単価について不開示と判断した。

これは、登記簿上、土地の所有者の住所及び氏名並びに土地の地積は公になっているところ、これらの登記情報に加え、金額及び買収単価を開示すると、売買契約の相手方にいくら支払われたのかが公になり、この開示により個人の財産に関する権利利益を害するおそれがあるためである。

- 2 この点について、土地の収用裁決事業に関する判例（最判平成17年7月15日・最判平成17年10月11日）において、土地の買収単価を開示するものがあるが、本市が行っている市道整備事業に伴う用地取得事務とは、次の点で差異があるため、これらの事案と必ずしも同じではないと判断する。

(1) 土地の買収単価の決定過程

ア 用地取得の方法について

国及び県が行う事業については、終局的に一方的な土地収用を行う収用裁決の手法で土地開発公社が用地取得を行ったものであって、より客観的な買収価格が求められることから不動産鑑定評価額を基に買収単価が算定されており、その情報について開示の対象となることも考えられる。

他方、市道整備事業は、地元からの要望に基づいて事業を行うものがほとんどで、事業開始にあたっては、関係地権者からの要望書に加え、「買収単価については、土木課の提示した金額で協力する」旨の同意書が提出されているので、買収する土地について、不動産鑑定評価をとることはほとんどない。

また、本市の地元要望による道路整備事業の用地取得においては、土地所有者と任意に話し合いを行う任意契約の手法で行っており、自由な交渉過程を経た結

果として当事者間で合意に至るものである。

イ 買収単価の算定根拠について

買収単価については、基本的に固定資産税の評価額を基に買収単価を積算しているが、整備する市道部分に市街化調整区域などの固定資産税の評価額が低くなる区域が含まれる場合に固定資産評価額を基に算定すると、同じ市道の整備事業でありながら買収額が極端に安価になる場合があるため、例外的な取扱いとして、近隣地で国や県の整備事業が行われている場合には当該事業の買収単価を基に算出した単価を採用し、同事業が行われていない場合には過去の同地域の買収単価（固定資産税の評価額を基にしたもの）を基に算出した単価を採用している。

今回対象となった松山町については、県が平成20年に行った事業を基に算定し、また下三輪町と舞野町については、市の過去の買収単価を基に算出している。

なお、地方税法第20条の10及び地方税法施行令第6条の21では、固定資産課税台帳に登録された事項の証明書については、本人に関するものに限り、交付を受けることができると規定され、一般に誰もが証明書を入手することができないものであるため、この買収単価を公にすると、この固定資産税の評価額に係る情報を開示することにつながり、個人の財産に関する権利利益を害するおそれがある。

(2) 用地取得額の公表

今回の用地取得にあたっては、地権者との交渉の際、土地購入に関して個人が得た金額及び所有する土地の買収単価について公表を行う旨の承諾を得ておらず、金額及び買収単価を公表すると、土地の売主に不測の損害を与えるおそれがある。

(3) 事業完了の考え方

国及び県は、事業が完了したものについては、買収単価について情報開示に応じる事務運用をしているが、これは、都市計画道路や高速道路といった道路に関する事業であるため、基本的に整備を行う道路の区切りが明確であり、近い時期に同じ区間で改良工事が行われることがないため、当該事業に係る買収単価等を開示しても他の事業に支障を及ぼさないためと思われる。

他方、市が行う市道整備事業は、あくまでも予算の範囲内で事業を実施するもので、工事についても部分的に道路を拡幅して、離合ができるようにする改良事業があるなど、本件のように一路線のうちの一部について整備工事を行う場合が多くある。

この場合、今後近い時期（予算が確保されたとき）に同路線で同様の整備工事が実施される可能性があり、事業の完了という概念で情報公開に応じることは妥当ではない。

- 3 立竹木の移転補償費は、土地購入の場合と異なり、その対象が登記簿等で公になっておらず、個人の財産に係る情報として、対象物件に係る買収単価及び金額、補償対象者の氏名及び住所について不開示とする。

第4 審査会の判断

- 1 土地購入費の買収単価及び金額について

本件処分に係る開示対象文書中には、土地の売主である個人の氏名、住所、土地の地番及び地積、買収単価及び金額が記載されている。

そのうち、個人の氏名、住所、土地の地番及び地積については、土地の登記簿に記載されており、すでに公になっていることを理由として実施機関は文書中の当該情報を開示しており、残る買収単価及び金額に係る部分について不開示としている。

本件不開示の理由については、買収単価及び金額は、個人の財産に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号に該当するとしている。

これに対し、異議申立人が実施機関の理由は正当でなく、公金の支出については、全て公にされなければならない旨を主張している。

そこで、この不開示決定について、以下判断する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

異議申立人は、「市の支出に関する情報」はいかなる理由によっても不開示にすることはできない情報である。市の支出の金額が妥当であるか否か、を市民が判断することを妨げるものである。市の支出の金額は、その支出先が個人であるか否かに関わらず、開示を免れることはできないものである。市長は、「個人の財産に関するプライバシー権という個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、この場合には、「個人の権利利益を害するおそれ」よりも公益が優先されるものである。監査のための支出金額の開示は不可避である。」と主張する。

この点について、実施機関が不開示の理由とした条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とするものであり、このうち、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、その情報自体は、個人識別情報でないものであっても、個人識別可能部分を除いても、なお開示することで個人の正当な利益を害するおそれがある場合には、不開示とすることを規定したものである。

このように条例第5条第1号は、個人情報を保護する必要があるため、個人に関する情報のうち一定のものについて不開示情報とする旨を規定しているが、一般に個人の財産に関する情報は開示されることを想定しないものであり、これを公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

よって、異議申立人が主張するように、市の支出に関する情報はいかなる理由によっても不開示にすることはできないと言えるものではない。

(2) 住民監査請求について

異議申立人は、公共用地の取得価額は公金の支出に関わる情報であり、地方自治法第242条により、公金の支出の不当・違法なものについては、住民監査請求ができ

る事項となっており、本来、市民の監視にさらされなければならない情報であると主張する。

確かに、地方自治法第242条においては、違法又は不当な公金の支出が認められる場合について住民監査請求ができると規定されているが、住民監査請求は住民が監査の全てを行う制度ではなく、住民から請求を受けた監査委員が監査を行うことが規定されているにとどまるものであることからすれば、一般的には、公金の支出に関する情報は公にされることが望ましい情報であるとしても、情報公開制度においては、個人の権利利益を害するおそれがある情報等の不開示情報に照らして決定する必要があり、公金の支出に関する情報について一律に開示義務があると判断することはできない。

よって、異議申立人が主張するように、住民監査請求のために全てを公にしなければならないとまでは言えない。

(3) 公知情報について

異議申立人は、「土地の購入金額は、個人の財産としての情報ではなく、補償金額としての情報である。土地と貨幣の交換のための契約であり、個人の財産の増減を伴うことを前提・目的とする契約ではない。契約によって、延岡市から金銭の支払いを受けた者の、土地の「個人の財産」は既に開示されている情報であり、公知情報である。それが貨幣に交換されたことにより、不開示情報に転換されたことは不当である。公知情報を不開示情報に転換することはできない。」と主張する。

実施機関の説明によれば、土地の買収単価は、固定資産評価を基にして算定することであるが、地方税法第20条の10及び地方税法施行令第6条の21では、固定資産課税台帳に登録された事項の証明書については、本人に関するものに関し、交付を受けることができると規定されていることから、当該証明書は、一般に誰もが入手することができないものであることが認められる。

個人の財産に関する情報であって登記簿等で公にされている以外の情報については、公にされることが予定されるものとは言えず、また、登記等で所有者や面積等が公にされている財産であっても、それらの財産の価値は一定ではなく、その評価額等は上述のとおり、公表されていないものであるから、異議申立人が主張するように、個人の財産である土地の情報が必ずしも既に開示されている情報とはいえない。

なお、地権者との交渉の際に、土地購入に関して個人が得た金額及びその買収単価について公表する旨の承諾は得ていないところ、これを開示すると売主に不測の侵害を与えるとの実施機関の説明については、それ自体が不開示の判断を根拠付けるものではないものの、当該情報が公にされることは予定されていないことを示す事情として考慮することとする。

(4) 判例等の検討

もっとも、上記判断に一見相反するような、買収単価等を開示すべきとした用地買収に関する判例並びに国及び県の用地買収の実務運用の存在が確認されたので、それらとの比較検討を行う。

ア 判例の事例との比較検討

まず、用地買収に関する判例（最判平成17年7月15日・最判平成17年10月11日）について検討する。

実施機関の説明によれば、これらの判例における事例は、終局的に一方的な土地収用を行う収用裁決の手法で土地開発公社が用地取得を行ったものであることから、より客観的な土地の買収価格の算定のために、不動産鑑定評価額を基に買収単価が算定されているものである。

これらの事例は、公有地の拡大の推進に関する法律第7条の適用がある事例であり、当該土地と地価公示法第2条第1項の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因について比較して、標準地の公示価格と当該土地の取得価格との均衡を保たせるように算定され、売買の当事者間の自由な交渉の結果が取得価格に反映することは比較的少ないという状況にあったため、取得価格は、一般人であればおよその見当をつけることができる客観的な価格であるとして、不開示情報に当たらないとされたものである。

他方、市が行う市道整備事業は、それとは異なり、戸別に交渉を行う方法で買収単価及び金額を算定するものであるとのことであり、この場合においては、当事者（買主である本市と売主である土地所有者）で自由な交渉により買収単価を決定しているとのことであり、また、その買収単価については、当事者以外の第三者には、公表していないとのことである。

このように買収単価及び金額が通常公にされるものでないのであれば、判例の事例とは事案が異なるものであり、本件決定に係る判断に影響を及ぼすものではない。

イ 国及び県の事業との比較検討

また、国及び県の事務運用では、事業が完了したものについては、買収単価について情報開示に応じているとのことである。

実施機関の説明によると、国及び県の事業は、都市計画道路や高速道路といった道路に関する事業であって、基本的に整備を行う区切りが明確な道路であり、近い時期に同じ区間で改良工事が行われることがないため、当該事業に係る買収単価等を開示しても他の事業に支障を及ぼさないことから事業完了後に買収単価の開示を行っているものとのことである。

他方、市が行う市道整備事業は、地元からの要望が寄せられるもののうち、あくまでも予算の範囲内で事業を実施していくので、本件のように一路線のうちの一部分について整備工事を行う場合が多くあり、今後、近い時期（予算が確保されたとき）に同路線で同様の整備工事が実施される可能性があることから、明確にその事業についての完了を認定することができないとのことである。

この点について、実施機関の説明どおり、国及び県と本市では事情が異なることにより、事務運用上の差異が存在することが認められる。

本市の事務運用上、市道の買収単価を公にすることが予定されていないのであれば、国及び県が買収単価を公表しているとしても、国及び県と同様に、市道の

買収単価が公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるものでなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 小括

以上を踏まえると、氏名や住所が登記情報であるという理由により公知情報として開示されている本件の場合に、さらに土地購入費の買収単価及び金額について開示すると、特定の個人が売却した土地の買収単価及び金額が明らかになることから、それらの情報を公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれが生じると判断できる。

したがって、開示対象文書中の土地購入費に係る買収単価及び金額について、上記の判断から、条例第5条第1号の個人の財産に関する情報であって「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

2 立竹木移転補償費の買収単価及び金額について

本件処分に係る開示対象文書中には、立竹木移転補償対象者である個人の氏名、住所、買収単価及び金額が記載されている。このうち、個人の氏名及び住所を不開示とした決定については異議申立人からの異議はなく、買収単価及び金額を不開示とした部分について異議申立てがなされているところである。

本件不開示の理由については、買収単価及び金額は、個人の財産に関する情報であって、登記簿等で公になっておらず、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号に該当するとしている。

これに対し、異議申立人が実施機関の理由は正当でなく、公金の支出については、全て公にされなければならない旨を主張している。

そこで、この不開示決定について、以下判断する。

(1) 条例第5条第1号の該当性について

異議申立人は、「市の支出に関する情報」はいかなる理由によっても不開示にすることはできない情報である。市の支出の金額が妥当であるか否か、を市民が判断することを妨げるものである。市の支出の金額は、その支出先が個人であるか否かに関わらず、開示を免れることはできないものである。市長は、「個人の財産に関するプライバシー権という個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、この場合には、「個人の権利利益を害するおそれ」よりも公益が優先されるものである。監査のための支出金額の開示は不可避である。」と主張する。

この点について、補償を受けた物件及びその金額については、通常公にされておらず、当事者しか知りえない個人の財産に関する情報であって、一般に開示されることが望まれないものであるところ、立竹木の所有者は、その立竹木が所在する土地の所有者と一致することも少なくないのであるから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。その他については、1(1)の判断と同旨である。

よって、異議申立人が主張するように、市の支出に関する情報はいかなる理由に

よっても不開示にすることはできないと言えるものではない。

(2) 住民監査請求について

異議申立人は、「公共用地の取得価額は公金の支出に関わる情報であり、地方自治法第242条により、公金の支出の不当・違法なものについては、住民監査請求ができる事項となっており、本来、市民の監視にさらされなければならない情報である。」と主張する。

これについては、1(2)で判断したとおり、住民監査請求のために全てを公にしなければならないとまでは言えない。

(3) 公知情報について

異議申立人は、「立竹木移転補償金額は、個人の財産としての情報ではなく、補償金額としての情報である。立竹木移転と貨幣の交換のための契約であり、個人の財産の増減を伴うことを前提・目的とする契約ではない。契約によって、延岡市から金銭の支払いを受けた者の立竹木としての「個人の財産」は既に関示されている情報であり、公知情報である。それが貨幣に交換されたことにより、不開示情報に転換されることは不当である。公知情報を不開示情報に転換することはできない。」と主張する。

この点について、補償を受けた物件及びその金額については、通常公にされておらず、当事者しか知りえない個人の財産に関する情報であって、一般に関示されることが望まれないものであるところ、立竹木の所在する土地の地番は本件開示請求で開示しており、立竹木の所有者は、その立竹木が所在する土地の所有者と一致することも少なくないのであるから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

(4) 小括

以上のとおり、開示対象文書中の立竹木の移転補償費に係る買収単価及び金額について、条例第5条第1号の個人の財産に関する情報であって「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

3 結論

以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の審査会の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年6月4日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年6月25日 調査審議
- ④ 平成25年7月8日 答申案の審議
- ⑤ 平成25年7月26日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子